

様式第1号（第2条の2関係）

年　月　日

水戸市長　　様

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所の名称及び所在地

マンション管理適正化支援法人登録申請書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人の登録を受けたいので、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第1条の3第1項の規定により下記のとおり申請します。

なお、申請する内容に変更があった場合には、変更に係る書類を水戸市長宛提出することとします。

記

- 1 法人の名称又は商号及び代表者の氏名
- 2 法人の住所
- 3 事務所の所在地
- 4 業務内容
- 5 添付書類
 - (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の氏名、住所及び略歴（生年月日、性別、略歴）を記載した書面
 - (4) 法第5条の4各号に掲げる業務に関する計画書
 - (5) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
 - (6) 省令第1条の2に規定する会社の場合には、関係会社（親会社、子会社、関連会社）を明確に示す出資関係図、グループ一覧及び各全業務内容を記載した書面
 - (7) これまでのマンションの管理又は再生に関する活動実績を記載した書面
 - (8) マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書（別紙）
 - (9) 前各号に掲げるもののほか法第5条の4各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面
 - (10) 資本の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面
 - (11) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (12) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (13) 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方針を具体的に定めた実施要領

- (14)個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のため、管理支援業務に従事する職員に対して実施する研修の計画
- (15)前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

別紙

年　月　日

水戸市長　　様

法人の名称又は商号 代表者氏名
事務所の名称及び所在地

マンション管理適正化支援法人登録申請に関する誓約書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）第5条の3第1項の規定に基づき、マンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録を受けるに当たり、下記のとおり誓約します。なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

（誓約事項）

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」といいます。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- 2 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (1) 未成年者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 拘禁以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (4) 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - (5) 暴力団員等
 - (6) 法に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から2年を経過しない者
- 3 個人に関する情報の適正な取扱いの方法その他管理支援業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定するとともに、個人に関する情報の適正な取扱いその他管理支援業務の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて管理支援業務に従事する職員に対して研修を実施すること。
- 4 当法人が支援法人として管理支援業務を実施している期間において、当法人が管理支援業務を行う当該管理組合、管理者等（区分所有者を含む。以下同じ。）を相手方として管理支援業務を適正に実施するため、支援法人が管理支援業務以外で行う業務として適さない業務（以下「管理支援外業務」といいます。）を行わないこと。
- 5 当法人が支援法人として管理支援業務を実施している期間において、当法人が管理支援業

務を行う当該管理組合、管理者等を相手方として、当法人に所属する役員の兼任先の法人が管理支援外業務を行わないこと。

- 6 当法人が支援法人として管理支援業務を実施している期間において、当法人に所属する会員事業者等をあっせんする場合には、当法人が支援法人として管理支援業務を行う管理組合、管理者等を相手方として、管理支援外業務を行わないこと。
- 7 支援法人及び所属する会員事業者等関係者は取得した管理組合又は管理者等に係る情報を本業務以外の目的で利用せず、本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。
- 8 支援法人及び所属する会員事業者等関係者は、法第5条の4第1号又は第2号に掲げる管理支援業務を行うに当たって知り得た秘密について、秘密の保持を行うとともに、管理支援業務を行わないこととなった場合や管理支援業務の終了時に、適切な方法により廃棄すること。